

神栖市後援等名義使用承認基準

(趣旨)

第1条 この告示は、市が国、地方公共団体、民間団体等（以下「他の団体等」という。）が主催する事業について、後援又は共催の名義（以下「後援等名義」という。）の使用を承認する場合の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(後援等の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 市が他の団体等の事業を外部的に支援することをいう。
- (2) 共催 市が主体的に実施すべき事業（市の事業の一部として計画されているものを含む。）を、他の団体等と共同して実施することをいう。

(後援等名義の使用承認基準)

第3条 市長は、団体及び事業が次に掲げる要件を満たす場合は、後援等名義の使用を承認することができる。

- (1) 団体 次のいずれかに該当すること。
 - ア 国、地方公共団体、公益法人又はこれに準ずる団体
 - イ 社会福祉関係団体、社会教育関係団体又は社会体育関係団体
 - ウ その他特に市長が認める団体
- (2) 事業 次の要件のいずれにも該当すること。
 - ア 内容が市の施策の推進に寄与すると認められるものであること。
 - イ 市民の全体又は大部分の者を対象としていること。
 - ウ 主催者の存在、組織等が明確であること。
 - エ 主催者に十分な事業遂行能力があること。
 - オ 入場料、出品料、参加料等の徴収金がある場合は、当該徴収金の総額（公益のための寄附を目的とするチャリティー等の売上金を除く。）がその事業に要する経費の範囲内であること。
 - カ 公序良俗に反するものその他の社会的な批判を受けるおそれのあるものでないこと。
 - キ 政治又は宗教活動を目的としていないこと。
 - ク 営利、売名等を目的としていないこと。

(承認の条件)

第4条 市長は、後援等名義の使用の承認をする場合は、当該事業の内容等により必要な条件を付することができる。

2 前項の条件は、次の各号から付するものとする。ただし、特に必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 市が事業に要する人的、物的又は金銭的な負担を負わないものであること。
- (2) 事業及びこれに伴う行為から生じた損害等の賠償責任は、市が負わないものであること。
- (3) 開催又は開設の場所に、公衆衛生及び安全配慮の措置が講じられていること。
- (4) 主催者又は参加者が、傷害保険、損害補償賠償責任保険等の保険に加入していること。

(承認申請等)

第5条 後援等名義の使用の承認を受けようとする者は、事業開催予定日の1か月前までに、神栖市後援等名義使用承認申請書(様式第1号)に次の各号のうち必要な書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 実施要領
- (2) 予算書
- (3) 定款、会則等
- (4) 役員名簿
- (5) 公衆衛生及び安全配慮の措置に関する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(決定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、神栖市後援等名義使用承認通知書(様式第2号)又は神栖市後援等名義使用不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(使用承認の取消し)

第7条 市長は、後援等名義の使用を承認した団体(以下「承認団体」という。)が、次の各号のいずれかに該当した場合は、使用承認を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申込みにより使用承認を受けたとき。
- (2) 使用承認の条件を履行しなかったとき。
- (3) その他後援等名義の使用にふさわしくない行為があったと市長が認めるとき。

(事業の変更等)

第8条 承認団体は、申請内容を変更しようとする場合は神栖市後援等名義使用事業変更申請書(様式第4号)を、事業を中止しようとする場合は神栖市後援等名義使用事業中止届(様式第5号)をあらかじめ市長に提出しなければならない。

2 第6条の規定は、前項の変更申請に係る決定の承認等の通知について準用する。

(事業終了報告)

第9条 承認団体は、当該事業終了後、神栖市後援等名義使用事業実施報告書(様式第6号)に事業収支決算等関係書類等実施内容が確認できる書類を添付し、市長に報告しなければならない。

(事務処理等)

第10条 後援等名義の使用申請に係る受付その他の事務処理等については、当該後援に係る内容と関連する事務を所管する課等で行うものとする。ただし、関連する所管課等がない場合は、秘書担当課において処理するものとする。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。